

さいたま市都市局
都市計画部長
提出資料

違反広告物対策について

1. 屋外広告物の表示について

屋外広告物を表示するには、原則として、市の許可を受けなければなりません。また、許可を得るには、さいたま市屋外広告物条例（以下「条例」という。）に規定する、許可の基準を満たしていなければなりません。

2. 禁止地域、禁止物件及びはり紙等の禁止物件の指定

条例では、以下のとおり禁止地域等を指定しており、これらの地域又は場所に屋外広告物を表示することは原則できません。

禁止地域 【条例第3条】	<ul style="list-style-type: none"> 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、風致地区、生産緑地地区 道路及び鉄道等の市長が指定する区域 (指定区域：高速自動車国道、自動車専用道路、新幹線鉄道、東日本旅客鉄道、東武鉄道、埼玉高速鉄道) 駅前広場 など
禁止物件 【条例第4条】	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹及び路傍樹 信号機、道路標識、歩道さく、こま止め及び里程標 電柱、街路柱その他これらに類する物で、市長が指定するもの など
はり紙等の禁止物件 【条例第5条】	<p>上記以外の電柱、街路柱その他これらに類する物で市長が指定する道路及びこれらに面する場所に存するもの (指定区域：国道及び県道の市内全区間並びに市道)</p>

3. 簡易除却について【法第7条第4項】

「はり紙」「はり札」「広告旗」「立看板」の違反広告物については、以下の要件を満たしている場合、代執行によらない簡易な除却を行うことができます。

「はり紙」は、「はり札」「広告旗」「立看板」は及びに該当する場合
要件

条例に違反していることが明らかであること

(主に禁止地域等に設置されている場合等)

管理されずに放置されていることが明らかであること

4. 簡易除却対象以外の広告物について

(1) 実体

道路上に掲出されている「置き看板」の簡易除却の要件に該当しないものについては、市民からの苦情があった際に、是正指導（主に口頭）を行っております。（体制：道路管理者、屋外広告物所管課）

(2) 課題

- ・ 是正指導のみで、すぐに撤去をすることができない。
- ・ 略式代執行で行うことは可能だが、手続き（措置命令、広告物を除却する旨の告示など）が煩雑になってしまう。
- ・ 上記のような状況から、是正指導後、一時的に広告物を下げるが、すぐに再掲出されてしまう。

5. 違反広告物の撤去状況

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
撤去件数	98,321	96,067	89,468	83,769	44,773

内訳は、「はり紙」「はり札」が大部分を占めます。

屋外広告物の指導に関する写真



指導風景



除却風景

北部管理課
保管場所



南部管理課
保管場所



放置自転車対策について

1. 放置禁止区域の指定と面積

市内 31 駅、市外 1 駅（北戸田駅）の 32 駅に対して、駅を中心に概ね半径 300m の範囲を基本に現地の街区や道路の状況などを勘案し区域の指定を行い、現在その面積は、1,139.79(ha)となっています。

2. 主な放置自転車等対策

放置自転車等の監視業務

放置自転車等監視員（委託）による駐輪場への案内誘導を中心とする協力のお願いと警告札の張付を行っています。

放置自転車等の撤去業務（主に通勤・通学者による放置自転車を対象）

平日の午前 9 時から警告札の付いた自転車を撤去しています。

3. 広報・啓発活動

放置自転車対策のひとつとして実施している放置自転車等監視員による監視業務の他、次の活動を行っています。

放置自転車追放ポスターコンクール（年 1 回）

放置自転車に対する関心を児童のうちから高めるとともに、各家庭から放置自転車追放の意識の高揚を図ることを目的とし、毎年、市内の小学生全学年を対象にポスターコンクールを実施しています。

大宮駅・浦和駅周辺繁華街環境浄化パトロール（年 1 回）

大宮駅と浦和駅周辺の犯罪を減らすため、「環境美化活動」、「違法看板撤去・ビラはがし」及び「パトロール・防犯啓発」に係るキャンペーンとともに、「放置自転車対策」に係るキャンペーン活動を埼玉県警察とタイアップして行っています。

「交通安全教室」との連携〔H23 年度は 133 箇所（小学校 64 校、老人会 30、その他 49 箇所）〕

小学校、自治会、老人会等を対象に、警察 O B による「交通安全教室」を毎年開催しているなかで、講話の際、自転車の放置防止の呼びかけをあわせてしています。

4. 放置自転車の撤去台数等の推移

年 度	撤 去 数	返 還 数	再生整備等	売却他	備 考
平成13年度	44,867台	22,303台	1,724台	19,180台	
平成14年度	46,400台	23,772台	1,884台	21,373台	
平成15年度	51,273台	26,074台	1,883台	22,762台	
平成16年度	46,732台	25,074台	2,171台	21,064台	
平成17年度	51,051台	26,393台	2,352台	21,865台	
平成18年度	49,114台	27,689台	2,485台	19,745台	
平成19年度	40,936台	23,279台	1,733台	18,601台	
平成20年度	40,422台	24,481台	1,902台	13,591台	
平成21年度	36,895台	22,486台	2,068台	14,752台	
平成22年度	31,973台	19,527台	1,564台	11,360台	
平成23年度	29,701台	18,719台	1,482台	9,280台	

再生整備：120 台が再生自転車海外譲与、その他がシルバー人材センターへ売却

売却他：入札による古物商への売却及び廃棄

○ 放置自転車撤去直後の状況（平成 22 年 5 月撮影）

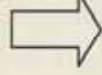
〔対策前〕

〔対策後〕

大宮駅西口三橋中央通り
北側パチンコ店前



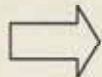
大宮駅西口



大宮駅西口アルシエビル
裏レンガ通り



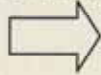
大宮駅西口



大宮駅東口仲銀座通り
パチンコ店前



大宮駅東口



大宮駅東口中山道と
一の宮通りとの交差点付近



大宮駅東口

